

独立行政法人航海訓練所中期計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づき、航海訓練所の中期計画を以下のとおり定める。

1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

関連する船員教育機関の養成数に対応した船隊規模の見直しを行う。

具体的には、最新の船舶技術及び IT を導入した訓練機材等を装備した次世代対応練習船の整備を図った上、商船大学養成定員縮減による受入学生数の減少を踏まえ、平成 16 年度早期からを目標に次世代対応練習船 1 隻、帆船練習船 2 隻及び標準練習船 2 隻計 5 隻の船隊に再編・整理して効率化を図るとともに、これをもとにより効果的な配乗計画となるよう見直しを図る。

(2) 人材の活用 of 推進

航海訓練実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関あるいは海事関係行政機関等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これら機関等との人事交流を推進する。

具体的には、期間中に 220 名以上の人事交流を図る。

(3) 業務運営の効率化の推進

航海訓練の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の進展に伴う訓練機材等の計画的な整備を行うとともに、訓練施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。

具体的には、船内における訓練の場の制約、男女の混合乗船、及び取得対象海技資格を異にする学生等の混合乗船等を考慮した効果的訓練の実施の観点踏まえ、練習船の学生等受入定員に対する充足率を、概ね 70% とするよう努める。

また、業務運営の効率化を図るため、施設管理業務等の外部委託を検討するとともに、書類等の電子化等を行うことにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。）を 2% 程度抑制することとする。

2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法（平成 11 年法律第 213 号）第 10 条第 1 号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下、「実習生」という。）に対する航海訓練を実施する。

訓練課程の設定並びに実習生の適正な配乗計画の具体化にあたっては、船舶職員法関係法令を遵守し、また海上安全船員教育審議会の答申を尊重するとともに、船員教育機関及び海事産業界からの意見を反映するよう努める。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成

船舶の技術革新に対応するとともに、航海科・機関科訓練それぞれの深度化及び海の高度情報化に対応する訓練、並びに GMDSS 資格訓練及び船舶運航を通じた実践的海事英語訓練の導入のための見直し・充実

四級海技士養成

船舶の技術革新及び海の高度情報化に対応するための見直し・充実並びに内海等狭水域及び狭水路航行に係る訓練の更なる充実

(b) 実習生の適正な配乗計画と受入計画

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

(c) 訓練の達成目標

再指導等の徹底により、訓練課程の過去 5 年の修了実績（98%）を維持する。

(d) 訓練機材の整備

技術革新等に対応し、より効果的な訓練を実施するため、各練習船に情報通信等の訓練機材の整備を図る。

(e) 意見交換会の開催

社会的なニーズに対応し、より効果的な航海訓練の実施に資するため、船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を年間 8 回程度開催する。

(f) 実習生による評価

訓練課程に基づく実践的な知識・技能の指導及び船舶運航・管理に従事する人材としての資質の涵養に関する指導を適切に評価し、指導要領の再編に資するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定した上、訓練期間の初期及び末期に行う実習生による訓練評価を、年間１２回程度実施する。

(g) 職員研修

職員に必要な教養及び知識・技能を習得させ、職員としての資質の向上を図るための研修計画を策定し、期間中に延べ１３５名以上に対し研修を実施する。

なお、航海訓練・研究活動の活性化を図るため、職員を海外の大学等教育研究機関に留学させることも検討する。

(h) 安全管理の推進

人の安全確保及び健康保持増進並びに財産及び環境の保全を図るため、管理体制を充実するとともに、各個人の意識啓蒙に努める。

具体的には、以下の目標達成を図る。

船舶安全運航管理システムを確立する。

健康保持増進計画を確立する。

(i) 自己点検・評価体制の確立

航海訓練の現状を客観的に把握するとともに、組織の目的との関連において、その現状を点検・評価し、改善すべき点を明らかにし、更には将来的改革の方向をも検討し、それらに沿って改善・改革を行うため、自己点検・評価を試行し、期間中に自己点検・評価体制を確立する。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第１０条第２号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえて、組織的かつ弾力的な研究体制を整備し、共同研究と併せ訓練及び船舶運航技術に関する研究活動の活性化を図りつつ、研究の成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

３０件程度の独自研究並びに運航技術分野、環境分野及び省エネ分野を中心に２５件程度、大学等の研究機関との共同研究を行う。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

研究体制のあり方について検討し、体制の一層の充実を図るとともに、研究活動の活性化を図るため、自己点検・評価体制を確立する。

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人航海訓練所法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識・技術の普及・活用促進を図るために、研修員の受入及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等への専門分野の委員等の派遣を推進し、専門知識の活用を図る。

また、研究成果の普及・活用を促進する。

その他、組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想普及業務を推進する。

具体的には下記の達成を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

国内の船員教育機関及び海事関係行政機関等並びに国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に15機関程度から、合計300名程度の研修員を受け入れる。

国外の政府機関等の要請に応じ、期間中に10名程度の船員教育専門家を派遣する。

関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。

技術移転等を推進するため、期間中に6件程度の国際会議等に参画する。

(b) 研究成果の普及・活用推進

30件程度の論文発表並びに25件程度の学会発表を行う。また、必要に応じて特許等の出願を図る。

(c) 海事思想普及等に関する業務

練習船の寄港地での船内一般公開及び寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会等を現状の規模を維持しつつ行い、あわせてより効果的な海事思想普及等に関する業務のあり方を検討する。

(d) 広報活動の推進

広報活動のあり方を見直し、情報開示体制の確立（電子媒体による一般からのアクセス法を含む。）と合わせ、広報活動の推進を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

組織の業務の範囲内において、自己収入の確保を図ることとする。

具体的には、期間中に、受託収入や乗船実習証明書（乗船履歴証明書）の再発行手数料等の徴収を図ることとする。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

区 別	金 額（百万円）
収入	
運営費交付金	35,498
船舶建造費補助金	5,341
業務収入	0
その他の収入	3
計	40,842
支出	
業務経費	11,115
船舶建造費	5,341
人件費	23,378
一般管理費	1,008
計	40,842

[人件費の見積り]

期間中総額19,840百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

○人件費＝ 基準給与総額＋ 退職手当所要額± 新陳代謝所要額＋ 前年度給与改定分等

基準給与総額

13年度においては、国の職員であった場合に支給される基本給、諸手当、共

済組合負担金等の所要額

14年度以降においては、積算上の前年度人件費相当額 - 前年度退職手当所要額

退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

前年度給与改定分等（14年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当、公務災害補償費等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

○業務経費（人件費を除く）

13年度は、積み上げ方式による

14年度以降

= { 前年度業務経費相当額（所要額計上経費を除く）± 学生数等の当年度増減に伴う額 } × 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費

○一般管理費（人件費を除く）

13年度は、積み上げ方式による

14年度以降

= 前年度一般管理費相当額（所要額計上経費を除く）× 消費者物価指数 × 効率化係数 + 当年度の所要額計上経費

○業務収入

中期計画期間中に見込まれる業務収入を適切に運営費交付金に反映させる。

[注1] 消費者物価指数、効率化係数及び業務収入は、毎年度の予算編成過程において決定。

[注2] 所要額計上経費は、公租公課、船舶借料等の所要額計上を必要とする経費。

【前提条件】

- ・消費者物価指数：期間中は1.00として推計
- ・効率化係数：期間中は0.99として推計
- ・人件費 前年度給与改定分等：期間中は0として推計
- ・業務収入：期間中は0として推計

(3) 平成13年度～平成17年度収支計画

区 別	金 額 (百万円)
費用の部	35,628
経常費用	35,628
業務費	32,775
一般管理費	2,726
減価償却費	127
収益の部	35,628
運営費交付金収益	35,498
業務収入	0
その他の収入	3
資産見返負債戻入	127
資産見返物品受贈額戻入	127
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

注) 航海訓練所における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

(4) 平成13年度～平成17年度資金計画

区 別	金 額 (百万円)
資金支出	40,842

業務活動による支出	35,501
投資活動による支出	5,341
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	40,842
業務活動による収入	35,501
運営費交付金による収入	35,498
業務収入	0
その他の収入	3
投資活動による収入	5,341
船舶建造費補助金による収入	5,341

4．短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。

5．重要な財産の処分等に関する計画

期間中に整備を計画している次世代対応練習船の建造進捗状況を見つつ、商船大学の養成定員縮減による実習生数の減少を踏まえ、次の処分を計画する。

（財産の内容） 練習船「銀河丸（4,888トン）」及び
練習船「北斗丸（5,877.19トン）」

（処分の種類） 売却

（処分の下限価格） 2隻で3百万円

6．剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、次に充てる。

2 - (1) - (d) 訓練機材の整備

2 - (1) - (h) 安全管理の推進

2 - (2) 研究の実施

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

具体的には、期間中に技術革新の進展に伴い船舶運航・管理に従事する人材として新たに求められる知識・技能を習得させるため、次世代対応練習船を整備する。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
航海訓練所練習船 「銀河丸」の代船建造	5 , 3 4 1	独立行政法人航海訓練 所船舶建造費補助金

(2) 人事に関する計画

方針

業務運営の効率化と人員配置の見直しによる人員の抑制を図る。

また、期間中に、効果的な訓練体制の確立を踏まえて、より効率的な練習船運航体制を確立するとともに、船員法の完全適用に向けた予備船員制度の確立を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の 9 7 % 程度とする。

(参考 1)

(1) 期初の常勤職員数 4 7 2 人

(2) 期末の常勤職員数の見込み 4 5 9 人

(参考 2) 期間中の人件費総額

期間中の人件費総額見込み 1 9 8 億円